

# 特記仕様書

工 事 名 : 擁壁の補強工事  
工 事 場 所 : (公財) 沖縄県保健医療福祉事業団 沖縄県浦添市沢岨2-23-1  
工 期 : 契約締結日より令和2年3月10日まで  
請負金額支払い方法 : 施工完了後一括払い

## 1. 目的及び適用

### (1) 目的

(公財) 沖縄県保健医療福祉事業団 (以下事業団という。) 敷地と隣接する末吉町側住居との境界に施工されたブロック積みの擁壁にクラックが発生し、その安全度に懸念があるため、擁壁の補強工事を行う。

### (2) 適用

- ①この仕様書は、事業団が施行する頭書の工事に適正を期するために、請負者が厳守しなければならない工事仕様を示すものである。
- ②本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部発行(令和元年8月)土木工事共通仕様書に基づき実施しなければならない。

## 2. 土木工事共通仕様書に対する特記及び追加事項

### (1) 一般事項

- ①本工事は、本特記仕様書及び図面に準じて施工することを原則とし、本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事共通仕様書(沖縄県土木建築部発行)、コンクリート標準示方書(土木学会)、道路土工指針(日本道路協会)、宅地防災マニュアルの解説(宅地防災研究会)等に準じて厳密に施工しなければならない。
- ②受注者は、工事の施工に際し着手前に設計図及び本特記仕様書を充分照査し、不明な点もしくは疑義が生じた場合には監督員の指示説明を受けなければならない。

### (2) 実施工程表

- ①受注者は、実施に先立ち実施工程表を作成し、監督員に提出し承認を受けなければならない。
- ②現行の実施工程表に変更が生じた場合、速やかに監督員に報告し指示を受けなければならない。

### (3) 施工計画書

- ①受注者は、工事に先立ち工事実施に必要な施工計画書を作成し、監督員に提出し承認を受けなければならない。
- ②施工計画書には、現場組織表、主要機材の搬入予定及び使用計画、仮設計画、防災、残土及び産業廃棄物処理場(位置図及び地権者の承諾書)等を記載しなければならない。

### (4) 現場管理

- ①受注者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
- ②受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対し支障を及ぼさないよう必要な防護工等の措置を施さなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。  
本工事以外の既設構造物及び埋設物に損傷を与えた場合には、受注者の負担に於いて速やかに修復し構築物の機能を回復しなければならない。
- ③受注者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又第三者に損傷を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告すること。
- ④受注者は、工事車両の出入りに使用する道路を常に巡回し、沿道の住民及び利用者に迷惑のかからぬよう注意し、十分な対策を講ずること。
- ⑤ジスタス敷地内での工事であり、また宅地や団地に近接した場所での工事であるため、車両や歩行人の交通安全に留意するとともに、施工前に宅地や団地の所有者へ十分に工事工程及び概要について説明すること。
- ⑥工事期間中は必要に応じて交通誘導員を配置し、道路を通行する車両や歩行者等の道路利用者に迷惑を及ぼすことのないように、事故等につながる危険を早期に発見・対処し、安全で円滑な道路交通を確保するため、道路利用者の通行を誘導しなければならない。

### (6) 工事測量

- ①受注者は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、設計図面と現地の関係を詳細に調査し、設計図面と現地の関係に相違を発見した際には監督員と協議しなければならない。協議を怠って工事を実施したため生じた損害はすべて受注者の負担とする。
- ②仮BMは、工事中に変動のないような位置を選定し設置しなければならない。又工事期間中は定期的に検査し、

- 十分な精度を有するよう努めなければならない。
- ③既存の測量標は、適切な方法にて保護しなければならない。
  - ④本工事に必要な測量に要する費用はすべて受注者の負担とする。

### (7) 施工管理

- ①受注者は、施工管理のための提出書類として次に示す書類を作成し提出すること。尚、様式については監督員の指示に従うものとする。
  - ア. 施工計画書
  - イ. 工事日報
  - ウ. 施工管理表(出来高結果表、出来高管理図)
- ②受注者は、①に記載されている書類以外に監督員が必要と認めた場合、これを作成し提出すること。
- ③受注者は、常に監督員と連絡出来るように電話施設、又は何らかの方法を講じなければならない。

### (8) 品質管理

- ①受注者は、工事を行うにあたって下記の現場試験を行い、その結果を報告書でもって提出すること。
  - ア. コンクリートスラブ試験、圧縮強度試験及び曲げ強度試験
  - イ. その他監督員の指示する試験
- ②本工事に必要な品質管理に要する試験費用は、すべて受注者の負担とする。

### (9) 写真管理

- ①工事写真は着手前、完成及び施工状況等の各部寸法等が明確に照査出来るよう撮影し、アルバムに整理し、各1部提出すると共にデータを提出すること。(カラー写真)また、着手前、着手後の写真をA4上下にして示し番号を付けて、写真位置図とともに2部提出すること。

### (10) 竣工図面

- ①工事完成後完成図面を作成し、観音開製本:(A-1・A-3)各2部提出すること。
  - ※工事名、年度、工事場所、工事業者名を記入すること。
  - ※成果品:データをCD-Rで提出すること。

### (11) 材 料

- ①本工事に使用する資材等は、予め監督員の承諾を受けなければならない。
- ②本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産、又は製造される資材等で、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するものとする。

### (12) 工事現場発生品

- ①受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督職員  
の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。なお、引き渡しに要する費用は受注者の負担とする。

### (13) その他

- ①その他の疑義等が生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。又、協議により変更が生じた場合は必要書類を提出するものとする。

## 3. 工事仕様

### (1) 床 掘

- ①床掘完了後、基礎地盤の土質の状況、支持力、深さ、その他必要な事項について監督員から指示されたものについては、監督員の検査を受け、その承諾を得た後でなければ次の工事に着手してはならない。
- ②湧水及び滞水、その他工事に支障を与える恐れのある場合は、昼夜の別にかかわらず応急の処置をし得る労務者、資材の準備をし、その対策に万全を期さなければならない。

### (2) 埋 戻 し

- ①埋戻しの土質は、指定されない場合でも工事に適合したものを使用しなければならない。
- ②埋戻し箇所は、埋戻し作業開始前に雑物等を除去し、締固めの条項に準拠して、各層ごとに十分に締固めなければならない。又、埋戻しにあたっては、構造物に被害を与えないよう注意しなければならない。
- ③埋戻しはタンパー等で十分締固めるものとする。

### (3) コンクリート工

- ①コンクリートは、原則としてJISA5308に規定するレディミックスコンクリートを使用するものとし、細部については、監督員の承諾を得るものとする。
- ②均しコンクリートを除く、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリート構造は50%以下とし、必要な鉄筋の最小かぶりを確保すること。無筋コンクリートの水セメント比については60%以下とする。
- ③コンクリート打設は監督員の立会い及び承諾を得るものとする。

### (4) 表層工

- ①アスファルト表層工の施工に先立って、上層路盤面の浮石その他有害物を除去しなければならない。
- ②歴青剤の散布にあたっては、縁石等の構造物を汚さないよう所定の量を均一に散布するものとする。

(5) 排水工

- ①側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工すること。
- ②集水柵の蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。
- ③集水柵の天端勾配については、路面と同じ勾配になるように設置すること。

(6) 擁壁工

- ①もたれ式擁壁は、既設擁壁と一体化するように施工しなければならない。
- ②目地施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。
- ③突起部の施工の際は支持地盤を乱すことがないように十分注意し、周辺地盤との密着性を確保するように施工しなければならない。また想定した支持地盤(風化泥岩C=144kN/m<sup>2</sup>)が確認されない場合は、監督員と協議すること。
- ④地盤支持力の確認として平板載荷試験を行い、地耐力の確認を行うこと。その費用については受注者で負担すること。実施の際には、監督員の立会を行うこと。また、地盤面の状況を写真にて撮影し、管理しておくこと。

(7) 補修工

- ①擁壁施工前に既設擁壁の補修(目地詰め工、天端コン取り壊し等)を行い、併せて付着している植生を除去すること。
- ②既設擁壁天端工取り壊しの際は、崩落土砂や植生を可能な限り除去すること。ただし、現況斜面の掘削行為は行わないこと。
- ③目地詰め工は既設擁壁のクラックや隙間に対してモルタル充填を行うこと。設計図書に表示のないクラック等が現場で確認された場合は、監督員と協議の上同様の補修を行うこと。
- ④地盤支持力の確認として平板載荷試験を行い、地耐力の確認を行うこと。その費用については受注者で負担すること。実施の際には、監督員の立会を行うこと。また、地盤面の状況を写真にて撮影し、管理しておくこと。

(8) 使用機械

本工事にて使用する機械は、すべて排出ガス対策型を使用すること。

(9) 条件明示事項

明示項目	明示事項
工程関係	・ジスタスの施設管理者とは事前に詳細日程調整を行い、工事着手すること。
安全対策関係	・本工事箇所はジスタス敷地内にあり、また家屋や団地との境界部での施工となるため、歩行者や車両が工事箇所付近を通行する可能性がある。必要に応じて交通誘導員を配置するなどの安全対策を行うこと。 ・施設内の工事車両の通行の際は交通誘導員を配置し、施設利用者の安全に十分注意すること。 ・施行中に隣接家屋及び団地に何らかの影響が及ぶことが想定される場合は、監督員と協議の上、必要な安全対策を実施すること。
工事支障物関係	・工事箇所付近には埋設管、露出管、架空等の支障物があるため、事前に十分調査を行い、施工時にこれらに損傷を与えないようにすること。 ・事前調査において確認した箇所以外で埋設物等の支障物が発見された場合は、監督員と協議を行うこと。 ・既設擁壁前面や下部に配置されている配管類については、管理者と協議の上工事に影響の無いように移設または防護し、擁壁施工後に現況復旧を行うこと。 ・擁壁施工箇所が一部ラジエータファンと近接しているため、土工作业においては設備に影響を与えないように施工を行うこと。
取壊し・復旧工	・既設構造物の取り壊し・復旧において、断面等が不明なものは想定としているため、既設確認の上、復旧すること。
その他	・施工時に既設擁壁や法面から湧水等が確認された場合は、監督員と協議すること。